

平成28年第15回教育委員会定例会  
(8月23日開会)

台東区教育委員会

○日 時 平成28年8月23日(火) 午後2時9分から午後4時3分

○場 所 教育委員会室

○出席委員

委 員 長	垣 内 恵美子
委員長職務代理者	末 廣 照 純
委 員	樋 口 清 秀
委 員	高 森 大 乗
教 育 長	和 田 人 志

○説明のために出席した事務局職員

事 務 局 次 長	神 部 忠 夫
庶 務 課 長	岡 田 和 平
学 務 課 長	前 田 幹 生
児 童 保 育 課 長	上 野 守 代
放課後対策担当課長	堀 越 龍太郎
指 導 課 長	屋 代 弘 一
教育改革担当課長 (兼 教育支援館長)	小 柴 憲 一
生涯学習課長	小 川 信 彦
スポーツ振興課長	廣 部 正 明
中央図書館長	齊 藤 明 美 (欠席)
事務局副参事	山 田 安 宏

○日 程

日程第1 議案審議

第49号議案 東京都台東区教育委員会非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則  
の一部を改正する規則

第50号議案 東京都台東区立幼稚園保育料条例施行規則の一部を改正する規則

第51号議案 旅館業営業許可に関する教育委員会の意見聴取について

日程第2 教育長報告

## 1 協議事項

### (1) 指導課

ア 公益財団法人こども教育支援財団が実施する事業に対する後援について

イ NPO法人台東区の子育てを支え合うネットワークが実施する事業に対する後援について

### (2) 生涯学習課

ウ 上野学園石橋メモリアルホールが実施する事業に対する後援について

### (3) スポーツ振興課

エ 体育施設の事前使用承認について

### (4) 中央図書館

エ 中央図書館池波正太郎記念文庫所蔵資料の貸出について

## 2 報告事項

### (1) 庶務課

ア 区民文教委員会における教育委員会に関する審議等概要について

イ 「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について

ウ 後援名義の使用について

### (2) 学務課

エ 特定教育・保育施設等の利用者負担軽減措置の拡充について

### (3) 児童保育課

オ 認可保育所誘致用都有地の賃借について

## 3 9月の行事予定について

## 4 その他

午後2時09分 開会

○垣内委員長 ただいまから、平成28年第15回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、樋口委員にお願いいたします。

それでは、ここで傍聴についてお諮りいたします。

本日の教育委員会に提出される傍聴願については、これより許可いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、傍聴については許可いたします。

それでは、会議に入ります。この際、あらかじめ会議時間の延長をいたしておきます。

### 〈日程第1 議案審議〉

#### 第49号議案

○垣内委員長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。

各議案の提案理由及び内容について事務局各課ごとに説明をお願いします。

はじめに、第49号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第49号議案、東京都台東区教育委員会非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則についてご説明をいたします。

本案は、図書館奉仕員の報酬額を改定するために提出するものでございます。

図書館奉仕員でございますが、主な職務といたしましては、資料の収集・整理、案内、相談などとなっております。また司書、あるいは司書補の資格を要件といたしております。本年4月1日現在、18名を配置しております。

それでは、改正内容についてご説明をいたしますので、新旧対照表をご覧ください。

別表に定めております図書館奉仕員の月額報酬額を、これまでの「179,400円以内で教育長の定める額」から「192,000円以内で教育長の定める額」に改めます。

なお、この改正内容は本年4月1日に遡って適用するものでございます。

説明は以上でございます。

原案どおりご決定くださるよう、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○和田教育長 これまでの月額据置の期間というのはどれぐらいだったのか教えてください。

○庶務課長 前回の改正をいたしましたのが平成16年4月でございますので、10年以上この額でやってきたということでございます。

○和田教育長 今、台東区の図書館では、司書の資格を持っている専門家の職員の役割が非常に大きくなってきておりまして、そういう意味では、この図書館奉仕員の処遇の向上

を図っていくことで、さらなるサービスの向上を図っていきたいと思っておりますので、これはぜひともこのままお認めいただきたいと思えます。

○末廣委員 非常勤の方々の勤務状況は、週どのぐらいの時間を勤めていらっしゃいますか。

○庶務課長 この図書館奉仕員につきましては、1日7時間30分で、月16日勤務となっておりますので概ね週4日程度の勤務でございます。

○樋口委員 4月に遡ってということですが、予算の増額についてはどうするのですか。

○庶務課長 今回の引き上げに伴います増額に関しましては、当初の予算に見込んでおりましたので、新たな手当は必要ございません。

○垣内委員長 よろしいでしょうか。

(なし)

○垣内委員長 これより採決いたします。

本案については原案どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、第49号議案については原案どおり決定いたしました。

## 第50号議案、(2)学務課 エ

○垣内委員長 次に、第50号議案を議題といたします。

なお、関連する教育長報告の報告事項、学務課のエについても一括して議題といたします。

学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、第50号議案、東京都台東区立幼稚園保育料条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明をいたします。

議案のご説明に入ります前に、報告事項の学務課のエ、特定教育・保育施設等の利用者負担軽減措置の拡充についての資料9に基づきご報告をいたします。資料9をご覧ください。

項番1、趣旨でございますが、国におきましては、幼児教育の段階的無償化を進めておりますが、それに向けた取組みとして、今般、子ども・子育て支援法施行令等の改正が行われまして、特定教育・保育施設等を利用する年収約360万円未満相当の多子世帯及びひとり親世帯に対する負担軽減措置が拡充されることとなりました。本件は、この国の法令等の改正を受け、本区におきましても同負担軽減措置の拡充を行うものでございます。

項番2、拡充内容でございますが、大きく多子世帯とひとり親世帯とに分けてご説明をいたします。

まず、(1)の多子世帯でございます。

アの幼稚園及び認定こども園の短時間の場合につきましては、これまで多子を算定する

対象については小学校3年生以下としておりますが、年収約360万円未満相当世帯については、これを撤廃いたします。

なお、保育料等の軽減内容につきましては、これまでどおり第2子が半額、第3子以降は無料となります。

次に、イの保育所等及び認定こども園の長時間の場合でございますが、こちらは多子算定の対象が小学校就学前とされておりますが、約360万円未満相当世帯については、これを撤廃いたします。軽減内容は幼稚園等と同様に変更はございません。

資料2ページをご覧ください。

次に(2)のひとり親世帯等でございます。

まず、アの幼稚園及び認定こども園の短時間でございますが、年収約360万円未満相当世帯は多子算定の対象について、多子世帯と同様に年齢上限を撤廃いたしまして、軽減内容につきましては、これまで第2子以降を軽減していたものを、第1子半額、第2子以降無料と拡充をいたします。

次のイの保育所等及び認定こども園の長時間につきましても、年収約360万円未満相当世帯については多子算定対象の年齢上限を撤廃いたしまして、幼稚園等と同じく、第1子半額、第2子以降半額と拡充するものでございます。

なお、年収約360万円未満相当以上の多子世帯及びひとり親世帯等の軽減措置につきましては、現行のままで変更はございません。

次に、項番3の算定方法につきましては、入園申し込みの際に要件を確認した上で算定をいたします。確認できない場合、例えば、同一生計で別に暮らすきょうだいがいる場合や、ひとり親世帯等につきましては、改めて減額免除の申請書の提出をお願いいたしまして、対応してまいります。

次に、項番4の規則改正でございますが、今回の拡充に当たりましては、表にお示しをいたしました三つの規則を改正する必要がございますが、2番目と3番目の規則につきましては区の規則でございますので、今後、区長部局に対し、改正を依頼してまいります。

次に、項番5の適用年月日でございますが、本年4月に遡りまして適用してまいります。

次の3ページ、ご覧ください。

最後に項番6、今後の予定でございますが、記載のとおり、保護者に対する通知等を進めてまいりたいと考えております。

長くなりましたが、報告事項については以上でございます。

続きまして、第50号議案、東京都台東区立幼稚園保育料条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明をいたします。

本案は、子ども・子育て支援法施行令の改正に伴い規定の整備を図るため提出するものでございます。

恐れ入りますが、新旧対照表をご覧ください。

改正の内容は、新旧対照表の2ページ目からの改正案をご覧ください。こちらの別表に

つきましては、幼稚園保育料の減額免除に係る条件及び適用される額について規定しているものでございますが、これらに先ほど説明いたしました拡充内容である条件番号12～15を追加をさせていただいております。

新旧対照表、1ページ目にお戻りください。

付則でございます。本規則は公布の日から施行し、本年4月1日から適用するものでございます。

大変長くなりましたが、説明は以上でございます。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○垣内委員長** ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

重要なことだと思いますし、大事な施策だと思いますけれども、この年収約360万円未満相当ということですが、これによってどのぐらい対象年齢の上限が撤廃される方々がいらっしゃるのか。つまり、これのインパクトといいますか、かなりの方が対象となるのか。なかなか算定も難しいところもあるかもしれませんが、およそどのぐらいなのかお教えいただきたいというのと、この360万円というのはどういう理由でここになったのでしょうか。貧困レベルとも違う基準かなと思いますので、併せて2点お尋ねしたいと思います。

**○学務課長** まず、対象となる方につきましては、本年4月の在園児の方での推計になりますが、まず、多子世帯でございます。区立幼稚園は19人、区立こども園は6人、保育所等が31人、合計56人になります。ちなみに、区立幼稚園、こども園、保育所等の全在園児に占める多子世帯のお子さんの割合になりますが、約1.5%ということになります。

次に、ひとり親世帯でございますが、区立幼稚園が一人、区立こども園が8人、保育所等は51人、合計で60人でございます。こちら、全在園児に占めるひとり親世帯のお子さんの割合は約1.6%、このような状況でございます。

次に、年収360万円についてですが、住民税の階層といいますか、課税額の額をもとに国が定めておまして、それを割り返しますと概ね360万円相当の年収になるということで360万ということでございます。

**○樋口委員** 360万円については、根拠があまりよくわからないところがありまして、総務省の家計調査によれば、勤労世帯の平均年収というのが570万円ということなのです。そうしますと、570万円は平均ですから、570万円と360万円の間にとってもたくさんの方がいるという話になると思います。ですから、かえって360万円がどういう根拠があって、どうして370万円の人を対象にならないのかという話になるのですが、わかれば教えてください。

**○学務課長** 繰り返しのになってしまいますが、国のほうで定めている市町村民税の所得割課税額が7万7,101円未満というところが対象になりますというのが、国が法令で定めた額ということで、これを相当すると360万円ぐらいになるだろうという、そういうことのようにございます。

**○垣内委員長** 大事な一歩だと思いますが、インパクトの点で、もっと拡充する必要があ

るだろうなという感じはいたします。

○学務課長 国のほうでは、幼児教育の無償化を今後進めていくということにつきましては、政府・与党等の連絡会議において、その方向性は決めているという状況ではございますが、それが財政的な問題もございまして、なかなか進んでいないというところでございます。

実際に平成25年6月に取りまとめた基本方針に基づきまして、まずは5歳児を対象に無償化、5歳児の全員を無償化していこうということを視野に段階的に進められていると。ただ、やはり先ほど申し上げたとおり、財政的な部分、財源の確保というのが大きな課題になっているということで、その辺もあわせて今後議論を進めていく必要があるというように国のほうでは示しているというところでございます。

○高森委員 この年収の件は、私たちがどうこうできるものではないので、国のほうの指針の基準については理解できるのですが、難しいのは、やはりこういった制度ができると、きちんと運用される場合もあれば、悪用される場合もあると思うのです。この辺りの審査の仕方、当然、台東区の子供たちは本区で行うと思いますが、その辺の仕組みはどのような形をお考えでしょうか。

○学務課長 新制度の導入に当たりまして、保育料の算定については、区民税額をもとに算出するというので、区民税の情報を税務課のほうからいただきまして、それに基づいて行いますので、その辺の申告や税務上の手続については税務課のほうでしっかりとやっていただくということが大前提になってくるかなと思っております。

○樋口委員 年収約360万円未満の、この「約」はということですか。また、「未満」についても教えてください。税額の、「約」というのはどうなのでしょう。厳密にしておかないとまずいと思いますが。

○学務課長 法令上の決まりにつきましては、特に幼稚園の場合ですと1号認定の方につきましては、明確に区民税の所得割額の課税額が7万7,101円未満と明確に定められています。これを国のほうでは、360万円相当未満というのはこうですよという説明の仕方をしているので、繰り返しで申し訳ありませんが、基本的にはそれを使わせていただいているというところでございます。

○高森委員 この資料9では、改正のところに、算定対象年齢の上限撤廃という言葉でしか表現されていませんが、この表現はほかの条例の中でも同様に使われるのでしょうか。

というのは、上限が全くないわけではないので、当然、保育の年齢、小学校に就学した後は対象の年齢にならないわけですよ。

○学務課長 今回の360万円未満相当世帯の撤廃という意味でございますが、同一生計にいらっしゃるお子さんであれば年齢の上限はありませんということですので、例えば、大学生の兄がいます、姉がいます。そして妹や弟が幼稚園あるいは保育園にいますという場合でも、大学生の兄や姉を第1子とカウントすると、そういう形になりますので、そういう意味での年齢撤廃ということでございます。

○垣内委員長 よろしいでしょうか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、これより採決いたします。

本案については原案どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、第50号議案については原案どおり決定いたしました。

また、報告事項の学務課のエについても報告どおり了承願います。

## 第51号議案

準備中

### 〈日程第2 教育長報告〉

#### 1 協議事項

##### (1) 指導課 アイ

○垣内委員長 次に、日程第2、教育長報告に入ります。

まず、協議事項を議題といたします。事務局各課ごとに説明をお願いします。

はじめに、指導課のア及びイについて、指導課長、説明をお願いします。

○指導課長 それでは、資料1をご覧ください。指導課より、台東区教育委員会後援名義の申請についてご説明申し上げます。

まずは、「第8回 環境教育ポスターコンクール」についてでございます。平成28年8月24日～10月6日にかけて、公益財団法人こども教育支援財団が主催する、第8回環境教育ポスターコンクールが開催されます。本コンサートを主催するこども教育支援財団は、本区の柳橋に東京事務局があり、子供の教育に関する調査・研究を行ったり、家庭教育の支援や地域における多様な学習活動の支援を行ったりしております。

本コンサートは、「環境をよくするための呼びかけをあなたの絵と標語で表現してみよう」というテーマのもと、小学生・中学生・高校生を対象に募集しており、環境保全のための思いや考えを写真と標語で提出するといった取組みでございます。

なお、応募作品の中で優れた作品に対しては、文部科学大臣賞、環境大臣賞など、八つの賞が授与されるとともに、11月下旬から12月にかけて株式会社学研ホールディングスの本社にて展示されます。

この度、公益財団法人こども教育支援財団より環境教育ポスターコンクールを開催するに当たり、台東区教育委員会の後援名義申請がございましたので、ご審議の上、可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、資料2をご覧ください。

同じく台東区教育委員会後援名義の申請についてでございます。「無償学習支援 あすなろ」は、千商会館3階にて、毎週火曜日の午後3時半～6時まで、宿題や予習・復習等の学習をする場として、台東区内の公立小・中学校に通う児童・生徒に対して無償で実施されております。

学習でのつまずき等を解決できないまま進級してしまうと事業についていけなくなってしまうという危惧から、NPO法人台東区の子育てを支え合うネットワークの構成員による少人数での指導により、わからないところをすぐに聞けたり、つまずいているところまで一度立ち戻ったりして子供の学力向上を図ることを目的に行われております。

無償学習支援あすなろ事業は、平成26年よりNPO法人台東区の子育てを支え合うネットワークの運営により実施されております。

今回こちらの事業につきまして、台東区教育委員会の後援名義使用の申請がございましたので、ご審議の上、可決賜りますよう、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

**○垣内委員長** ただいまの説明につきまして、まずは協議事項、指導課のアについて、何かご質問はございませんか。

これは第8回ということで、それなりに継続されてきているものだと思いますが、これまで、どのような形で行われてきたのでしょうか。

**○指導課長** 第8回ということで、回数が増えるごとに後援団体が増えているという状況がございます。昨年度の第7回では、23区中5区の教育委員会が後援を行っておりまして、コンクールについては、台東区からではなく全体の応募数となりますが、小学校で1,869点、中学校で3,805点、高校では433点の応募があり、その活動については活発に行われているところでございます。

**○垣内委員長** 首都圏ブロックと西日本ブロックに分かれているようですが、一緒にやるということでよろしかったのでしょうか。

それから、海外の方も募集されるということですが、これまでもやってきたことなのでしょうか。

**○指導課長** ブロック、また海外も含め、応募の要項についてはこれまでも同様の形と理解しております。

また、この作品の展示期間につきましては、第1回と第2回につきましては東京地区の会場を、第3回と第4回については関西の会場を展示会場として実施するという流れになっております。

**○垣内委員長** そうしますと、今回、本区の方が応募をされて選ばれた場合には、展示場所は東京の幾つかのところになると理解してよろしいのでしょうか。

**○指導課長** 各賞については、例えば、それぞれ最優秀賞であるとか優良賞であるとか、ブロックごとに選出されるという選出方法ではありますが、その展示につきましては選出された全ての作品が関東地区または関西地区の会場で展示されるということになっており

ます。

○高森委員 昨年、後援名義を出した区は5区あったということですが、なぜ出さなかった区があるのか、理由を知りたいと思います。どのような理由で後援をしなかったのでしょうか。

○指導課長 今年度、はじめて本区にも後援名義の申請が来たので事務局にお伺いしたところ、年々応募数も増えているという状況があり、そのような中から、各地区への後援名義の申請を増やしているところですよというご説明を伺っております。

○高森委員 そうしますと、23区全てに後援名義の申請があったわけではないのかもしれないということですね。

○指導課長 昨年度は、品川、新宿、世田谷、港、杉並の5区が後援をしているという状況です。さらに今年度については、この後援をまだいただいていない区への申請の依頼をしていると伺っております。

○垣内委員長 この公益財団法人子ども教育支援財団の自己財源で、かなりの金額をご用意されてこの事業をやりくりしているようですが、公益財団ですから、他にどのような事業をやっているのかとか、どういう性格の財団なのかというところは、ご確認いただいているかと思うのですが、教えてください。

○指導課長 この公益財団法人の取り組み事業としては、まず、子供の教育に関する支援事業。それから、教育相談事業、教育研究事業などを実施している財団であると把握しております。

○垣内委員長 基本財産はどこから出ているのでしょうか。つまり、先ほど樋口委員もおっしゃっていましたが、学校法人との関係については、しっかりと分けられていると理解してよろしいでしょうか。確認させてください。

○指導課長 例えば、先ほど申し上げた環境ポスターコンクールにつきましても、最終審査等について関わっている委員の方々は、女子美術大の学長、建築家、千葉市中学校長会、また文部科学省初等中等教育局等、いわゆる所属している団体に偏りのない方々が最終審査委員に加わっているというようなところから、学校の経営的な部分のところの法人の取組みの部分というのは、住み分けがなされているものと理解しております。

○垣内委員長 事柄自体は大変いいことだと思うのですが、財団と協力されているさまざまな学校との関係について、若干、気になる委員もいらっしゃると思いますので、注意深くフォローしていただきたいと思います。本件自体については有意義なことだと思うのですが、委員方々はいかがですか。

○高森委員 昨年の後援の中に、例えば文部科学省や環境省は入っていましたでしょうか。今回、予定になっているようですが。

○指導課長 昨年度の後援については、環境省、文部科学省ともに後援をしております。

参考までに、昨年度18の都、県の教育委員会、これには東京都教育委員会も含まれております。また、先ほど申し上げた23区では5区の教育委員会が後援を行っております。

○垣内委員長 事柄自体は素晴らしいことだと思っておりますし、このポスターコンクールもぜひ、台東区からもたくさんの参加を促したいと思っておりますが、気になるのは、やはり「協力」となっている、環太平洋大学から創志学園高等学校までの連なっている学校郡が、どのような形でこのコンクールに参加されるのか、というところについて確認しておきたいのですが、もし何か情報があれば教えてください。

学校自体が別に財団をつくって、そこでさまざまな、学校でできないような公的な活動をされるということ自体は素晴らしいことだと思いますが、時にそこが混同されることもないわけでもないのです、そこを確認したいということなのです。

ポスター自体は、おそらく、事柄が大きく出ていて、後援名義も名義人がたくさん出ていて、そこにいろいろな学校が協力をするという形なので、それほど大きなパブリシティーにはならないのかなという気もいたしますけれども、そこに問題がないのであれば、事柄自体はみんな賛同できるものだと思いますので、お願いします。

○高森委員 こういった活動ですから、公益性をきちんと確保していただくことが大前提だと思います。初めて本区の教育委員会に申請の依頼が来たので、今、かなり議論も白熱しているのですが、過去にこういった事例で、本区の教育委員会から後援の許可をしたような例、つまり特に学校が協力し合って活動している、こうしたNPO法人などの活動に対して後援の許可をした例はありますか。ここ数年で構いませんが、あまりないのでしょうか。

○指導課長 公益財団法人の事業に対する後援ということでしょうか。

○高森委員 こういった協力という形で、高校や大学の学校が関わっているような組織についてです。

○指導課長 今、お答えできる情報がありませんので、確認いたします。

○高森委員 あれば、それほど心配することもないと思います。

○樋口委員 ここまで議論したので、もう少し聞きたいのですが、これだけの都道府県を対象にしてわずか6点とか7点というのは、どのような募集をして、どのように選考をするのか。一つ、二つの話ではないだろうと思うのですね。その選考過程のところについても、例えば、台東区の子供に我々は認めましたと。何十点か出しましたといったときに、彼らはこれだけ公益にやっておいて、最優秀等々で、全部で幾つでしょうか、30点ぐらいですね。それを我々台東区の子供に、我々は後援していますよと言えるだろうかとは感じています。

募集作品のテーマが「環境問題について」ということですが、どうもこの辺が非常に曖昧な一方で、非常に細々と後援者や協力者について書いてあって、これは私の私見ですが、募集だけかけて、非常に恣意的に、優秀賞などを決めましたとなるのですが、では子供たちが努力した成果というのは、どこに、どのように反映されるのかが、見えにくい気がします。むしろ協力者などの名前などはなくたっていいのではないかと逆に思います。

○垣内委員長 恐らくこのような活動はどのような団体でも、このような役員の名簿はあ

るはずです。いろいろな学校の関係者の名前を連ねたものが恐らくあると思います。

一番、委員の方々が懸念されているのは、ポスター等の協力の欄に、こういった学校名が上がっているから問題なのか。もし、上がってなければ良いのか。その辺りはどうですか。

○樋口委員 委員長言われたように、この「協力」に名を連ねている学校が、この財団の事業に対して何をするのかということなのです。この方々が、協力をして、選考に関与して、仮に、全部参加して、何十万か来た作品をまず一次審査しますというのなら、それは協力ですよ。ここの美術の先生があえてそこに行って選考して、最終審査まで持つていくための努力をします、というのならそれも協力。それ以外に何をするかということに懸念があります。

○高森委員 そういう意味合いだと考えてしまいますね。

○樋口委員 我々教育委員会の名前を彼らの事業に出して、この学校と併記したときに公益性があるのかという話になれば、やめたほうがいいよという話になりますよね。

○高森委員 もし併記されていなければいいですかね。

○樋口委員 併記されていなければ、後援の一つですから、文部科学省が推薦した案件だから我々も、という話になるのですが。

○垣内委員長 これは学研から、優秀賞の所属校、学校賞の受賞校に、学習教材を贈呈ということですが、いろいろあると思いますが、学習教材はどのようなものを贈呈されていますか。

○指導課長 学習教材の中身については、確認をしておりますので、確認をしたいと思っています。

○樋口委員 応募者全員に、学校を通じて参加賞を送付するということですから、相当大きな財団だと思います。これだけ募集してやるのですから、一つ10円でも半端な金額ではないですよ。

○垣内委員長 応募者全員ですからね。

○樋口委員 そうですね、全員です。その辺りが少し気になります。これだけの都道府県の生徒ですから。寄付ですかね。

○垣内委員長 消耗品・賞金で100万円を用意していますので、そこから支出するのでしょうか。

○高森委員 学習教材のことが表に出なければ問題ないと思いますが、PRになるような問題ですね。

○垣内委員長 どんなものをあげているのでしょうか。

○和田教育長 公益財団がこうして申請をしているので、この財団の在り方自体をこちらで審議することはなじまいという気もします。また、この事業そのものの可否がどうかということについて、ご意見がいろいろとありましたが、それについて、さらにこの事業の内容について問い合わせをしますか。

○指導課長 事業の詳細についてはさらに確認させていただきます。また、この公益財団がどういう性質のものかというのは、この申請に関わらず注視していく必要があると思いますので、後援名義を承認したことで何か台東区の子供たちに不利益をもたらすような、そのようなことがないように十分気をつけていきたいと思っております。

以上でございます。

○垣内委員長 かなり長く議論をしましたがけれども、基本的には、事柄としては全員十分賛同できるものであろうと思われまますので、あとのところは事務局でフォローしていただくという形でもよろしいのではないかと思います。

○高森委員 募集期間が8月24日からとなっています。ということは、明日からなんですね。ポスターはいつつくるのかわかりませんが、例えば、この協力の部分にかなり懸念材料があるということでしたから、台東区教育委員会として後援をするのであれば、この協力の部分を、例えば表に出さないという形であれば後援をしますよというような、そういったこちらからの要望というのは出せるのでしょうか。

○指導課長 現在、配布されるポスターについては、こちらで預かっておりますが、いわゆる後援をするしないの部分であるとか、協力校というような内容については一切記載がない形になっております。

○高森委員 ホームページなどには出ている可能性がありますか。

○指導課長 はい。そこは「後援の申請中である」という表現にとどまっていることを確認しております。

○樋口委員 しかし、予定と書いておいて募集を始めるのもおかしな話ですね。

○垣内委員長 こうしたことは、よくありますよ。それでは、そのフォローについては事務局にお任せするということと、事柄としては賛同できるものであるということで、よろしいでしょうか。

(なし)

○垣内委員長 次に、協議事項、指導課のイについて、何かご質問がございませんでしょうか。

○高森委員 この団体のこの事業については、既に何年か継続されているかとは思いますが、利用者ないしはその保護者から、例えば成績が上がったですとか、この施設に通うようになって少し勉強に意欲が出てきたですとか、そのような様子というのは聞いていますでしょうか。

○指導課長 まず、今現在の利用者数でございますが、区内小・中学校の40名が利用登録をしております。その中で継続して毎週利用している児童・生徒は15名～20名と伺っております。

この子供たちについては、成績が上がった等の直接的なお言葉は、まだいただけてはいないということですが、ある程度ここに参加する習慣化が見られるということで、これは今後、学習の成果に結びついていくものであると考えております。

○高森委員 毎週、定期的に通っているお子様が半数近くいるということは、それなりにモチベーションが持続しているということになるかと思えます。今後、経過を観察できたらと思えます。

この団体の活動ですが、利用者は小学生や中学生ということでしたが、当然、中学生になるとクラブ活動等がありますので、この時間帯では厳しいのかなと思えますが、夕方6時頃からですよ。例えば、時間を中学校向けに少しフレキシブルに変えていただくようなことはできるのか。クラブ活動が終わった後に、このあすなろに通えるようなシステムというのは構築できないのかなと、そうした要望もあるのですが、今後の展開等は考えていらっしゃるのでしょうか。

○指導課長 今回、指導課で立ち上げたステップアップでも、やはり部活動との兼ね合いという問題が出てきておりますので、今後、私どもからも部活動の活動等も考慮いただけるのか、この辺りは意見交換をしていきたいと考えております。

○垣内委員長 確認ですが、学習支援や食の支援等ありますけれども、これはこのNPOの役員さんたちが直接やるわけではなくて、どなたか資格を持った、あるいは適切な方に委託されるようなやり方になっているのでしょうか。

つまり、後援名義の効果は要するに保護者からの信頼を得られるという社会的な認知を目指していらっしゃると思うのですが、その際にはそれに対するだけのクオリティーを確保しておく必要があると思えますので、どのような資格を持っていらっしゃる方々がやっていらっしゃるのかということを確認しておく必要があるかと思ひまして、その辺りはいかがなものでしょうか。

○指導課長 現在の指導体制ですが、全体で7名の方に指導に当たっていただいております。このうち、役員の方が2名、役員外の会員の方が2名、大学生が2名、大学院生が1名という構成になっており、こういう資格をという基準はございませんが、その方々については、子供たちへの学習指導について十分対応できる方が指導に当たっていると伺っております。

○樋口委員 今の経済的な問題での子供の学習環境の悪化等々を考えれば、我々としてはぜひとも推進をしていただきたい事業だろうと考えます。私としては、ぜひお伺いして実施状況を視察をしたいのですが、連絡をお願いできますでしょうか。ぜひとも現場を視察させていただければと思ひますので、先方につないでいただければと思ひます。

○高森委員 資料の3枚目の下の活動内容の下段のところに、子育て支援講座ということで、去年と今年の乳幼児家庭教育学級を実施したようですが、これはどのような形で実施されているのか。家庭教育学級の実施の状況について教えてください。

○生涯学習課長 今、手元に詳しい資料がないのですが、基本的には家庭学習は大きく三つございます。親御さんに対するものですが、父親に対するものもございますので、そのことについて、こちらのほうに委託をして、講座をやっていただくというような形になっております。

○樋口委員 このポスターの一番下に公益財団法人キリン福祉財団助成事業と明記されていますが、この申請をしてきている特定非営利活動法人との関係はどのような関係でしょうか。

○垣内委員長 福祉財団が助成事業をしていて、助成金をこちらのNPOにお渡しているということですね。助成金を出しますと、出した側もアカウントビリティがあるのです、ポスターに入れてくださいということと言われてしまうので、こういう形になっていると思います。

○高森委員 企画・運営は、NPO法人と書いてありますよ。

○垣内委員長 ですので、スポンサーということです。

○樋口委員 スポンサーが公益財団法人キリン福祉財団ということなのですね。

○垣内委員長 そして、この千束通り商店街振興組合がご協力をされているということですね。

○樋口委員 大学の教員云々よりも、昔、子供を家庭教師等々で教えた経験がある者としては、週1回にもかかわらず、「筆記用具、宿題、ドリル、教科書など、一緒に勉強したいもの」というのは、ほとんど効果が上がらないようなやり方だろうと私は懸念するので、その点についても現場の人と話をしたいと思います。やっても1週間に1回では意味がないだろうと思うし、学校の宿題がたまたまあれば行くけれども、なければ行かないような話になりますからね。そうでは意味がないだろうと私は思いますので、余計なことかもしれませんが、現場の人と話がしたいですね。

早稲田大学の学生が江戸川で行っている場合は、学生がそれぞれの子供の能力に合わせて毎週何時にこれを勉強するという形でやっていて、力をつけさせているというのが学生からの報告で聞いておまして、今回のNPOさんの場合は、勉強がなければそこに行かないというような話になってしまうような気がして、せっかくの良い事業なのに、効果が上がらないのではと懸念します。

○垣内委員長 そこはいろいろなやり方があるのだらうと思いますし、こちらのNPOさんは少人数対応で丁寧に指導するという、学生さんにある程度イニシアチブを与える形でやっていたらしゃるのかなという感覚もありますね。

これにつきましては、事柄自体は非常に素晴らしいことだと思いますが、ここに、ある意味お墨つきを与えるだけのクオリティーがあるのかということに若干懸念があったのですが、先ほど指導課長のほうから、そこについては心配ないというお話もありましたので、私としては大変いいことではないかと思えます。

それではいかがいたしましょうか。視察をしてから後援名義の承認をするのか。あるいは、後援名義を承認してから視察に行き、お話し合いをしたり、審査をしたりするのか。その辺のタイムスケジュールはいかがいたしましょうか。

○樋口委員 私としては、後援名義を承認した後で、そのご縁の中で視察をさせていただきたいという意向です。

○高森委員 今、教育委員会でも各学校の放課後対策事業等でこういった学習機会を子供たちに提供しようということで動いているようですが、その辺りの住み分けも必要になってくるのかと思います。利用者がどちらを使うかですね。学校の放課後対策のほうで学習機会を与えてしまうと、おそらく、こちらが今度は縮小してしまうような気もいたします。

今のところ、毎週15名～20名ほどの子供たちが通っているということで、彼らにとってはここは居心地のいい場所だと思います。宿題がしっかりできるし、ここに来れば、週1回だけでもしっかりと勉強ができる環境が整っているのです、彼らは恐らく利用すると思います。そのかわり卒業すればこの先利用者の推移がどうなっていくか。少し先細りするような気もいたしますが、その辺りは心配はないでしょうか。この手の事業に関しては、教育委員会が行っている事業のほうで、事業内容としては、やはり安定していると思いたすが。

○放課後対策担当課長 現在、近くの千束小学校で放課後の子ども広場ということで幾つかのプログラムでやらさせていただいております。私どもといたしましては、さまざまなツールがあってよいのではないかと考えております。放課後子ども広場はそのいろいろなプログラムの中でやっている部分がある。ただ、いろいろなところで、いろいろなプログラムをやっているというところもありまして、そういったところは、各人が目的に合わせて選択をすればいいのかなと考えております。

今の現状では、全く被っている部分はないと思っていますので、いろいろなツールがあっていいと思っています。

○垣内委員長 よろしいでしょうか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、指導課のア及びイでございますが、幾つかフォローしていただく事柄はありますけれども、協議どおり決定してよろしいでしょうか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

## (2) 生涯学習課 ウ

○垣内委員長 次に、生涯学習課のウについて、生涯学習課長、説明をお願いします。

○生涯学習課長 それでは、上野学園石橋メモリアルホールが実施いたします、「プロジェクトQ・第14章」に対する教育委員会の後援について、ご説明をさせていただきます。資料3をご覧ください。

上野学園石橋メモリアルホールは、音楽芸術の発信地といたしまして、また、音楽に携わる若者の育成拠点として活動してございます。今回の事業につきましては、平成28年9月28日～翌29年2月19日にかけて同ホールにて行うものでございます。

目的としましては、若い音楽家が室内音楽、クァルテットを永続していくために育成や支える環境をつくるということを目的としてございます。

基本的な事業の内容でございますが、三つに分かれてございます。一つ目が国際的なクァルテット奏者による音楽公演、公開マスタークラスでございます。二つ目が本番と同様にお客様を入れてその前で演奏を行う、トライアル・コンサートでございます。三つ目は1カ月後に行います、本公演、を行います。この三つを使いまして、演奏者が本番に近い環境での演奏を通して、奏者としての成長を、また観客は奏者の成長過程を見守るということで、クァルテットに対する理解と愛好を深めていただくというものでございます。

また、区民に対する無料招待も予定しているとうたっております。

区民の生涯学習の振興に寄与する観点から、本件の後援につきましては、よろしくご協議の上、ご許可いただきますようよろしくお願いいたします。

ご説明は以上でございます。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○和田教育長 学校法人上野学園のプロジェクトQについては、毎年、いろいろな形で展開を図っているもので、そのような意味では有料ではありますが、台東区では数少ない大学の一つでもありますし、地域に開かれたいろいろな演奏会や文化活動を行っており、今回実施する文化活動についても教育委員会として支援をしてみたいと考えておりますし、後援をするのが妥当であると考えておりますので、ぜひとも認めたいなと思っております。

○垣内委員長 これはゲヴァントハウス弦楽四重奏団の楽団がいらっしゃるということなのでしょうか。

○生涯学習課長 計画では、そのような予定でございます。

○垣内委員長 これは別途、助成金等で上野学園が呼んでいるのでしょうか。

○生涯学習課長 はい。

○垣内委員長 そういう方々に来て頂けて、しかもそれを公開するのですね。これは、指導を受けて、だんだんよくなる過程を全部見ることができるので、非常に良いことだと思います。

質問ですが、公開マスタークラスに参加するには500円必要になるということでしょうか。それとも、公開マスタークラスを見学される方は500円かかるということなのでしょうか。

○生涯学習課長 今、お話がありましたように、入場料としてマスタークラスは各回500円と伺っております。

○垣内委員長 このトライアル・コンサートの終演時100円以上というのは、こういった意味なのでしょうか。例えば、とても感激したら5,000円払うというようなことでしょうか。

○生涯学習課長 基本的には、このトライアル・コンサートは、おそらく、練習に近い内

容になりますので、気持ちだけ払うという形かと、そのように考えています。

○垣内委員長 トライアルでも、最初から最後まで通しでやりますよね。ゲネプロですよ、基本的に。

○生涯学習課長 詳細までは把握しておりませんが、おそらく練習ですし、指導なども入れながらやりますので、本来、お客様に聴かせるようなものではないものも含まれているのではないかと考えております。

○垣内委員長 わかりました。いずれにせよ、非常にハイクラスの、いい試みではないかと思えます。

区民の方のご招待は20名ということですね。できれば学校の子供たちにも聴かせてあげたいと思いますが、時間的に無理でしょうかね。

○樋口委員 1月7日～9日までですね。

○垣内委員長 なかなか難しそうですね。他に何かご質問はございませんか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、生涯学習課のウについては協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

### (3) スポーツ振興課 エ

○垣内委員長 次に、スポーツ振興課のエについて、スポーツ振興課長、説明をお願いします。

○スポーツ振興課長 それでは、体育施設の事前使用承認につきまして、ご説明申し上げます。資料4をご覧ください。

対象施設は柳北スポーツプラザでございます。

項番2、申請団体でございますが、台東区サッカー連盟でございます。事業の内容は、台東区内で活動いたしますフットサルチームの交流を目的として、フットサルのリーグ戦を行う大会でございます。

使用日は平成28年12月11日及び平成29年1月15日。いずれも日曜日でございます。時間は18時～21時。使用場所は体育館でございます。

以上の申請につきまして、台東区体育施設条例施行規則第5条第3項に基づき教育委員会に協議をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、スポーツ振興課のエについては協議どおり決定いたしたいと思

います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

#### (4) 中央図書館 オ

○垣内委員長 次に、中央図書館のオについて、事務局次長、説明をお願いします。

○事務局次長 それでは、中央図書館池波正太郎記念文庫所蔵資料の貸出についてご説明いたします。資料をご覧ください。

中央図書館池波正太郎記念文庫が所蔵する資料のうち、貸出限度日数の90日を超えて貸出を行う件について、東京都台東区中央図書館池波正太郎記念文庫資料取扱要綱の規定により、台東区教育委員会の承認を得て貸出を行うものでございます。

項番1、申請者は、上田市池波正太郎真田太平記館でございます。

項番2、対象資料は資料に記載の池波正太郎氏の自筆原稿の複製3点でございます。

項番3、貸出期間でございます。東京都台東区中央図書館池波正太郎記念文庫資料取扱要綱では、90日間を限度としてございますが、本件は常設展示を目的とするものであり長期間の展示が予想されることから、本年度末の平成29年3月31日までの7カ月間の貸出といたしまして、以後、また希望があれば申請者から申請をいただき、1年ごとに更新することとさせていただきたいと考えてございます。

項番4、展示場所は池波正太郎真田太平記館、2階常設展示室でございます。

項番5、申請の趣旨でございますが、池波正太郎真田太平記館は、2階常設展示室内に、著書・自筆原稿・絵画・万年筆・帽子等、池波正太郎に関するものを展示する、池波正太郎コーナーがございます。そこで中央図書館が所蔵する上田市に関連したものを展示したいとの申し出があったものでございます。

項番6、貸出方法でございますが、池波正太郎記念文庫で用意した複製を中央図書館にて上田市の職員に直接手渡しでお貸しするものでございます。

項番7、展示につきましては、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。ご承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

これは自筆の原稿のレプリカということですね。

○事務局次長 はい。

○垣内委員長 自筆の原稿自体はどこにあるのでしょうか。

○事務局次長 中央図書館地下に書庫と他の自筆原稿、絵画などの貴重品を保管する場所がございます。それから、ほかの物につきましては、中央区にある三菱倉庫のトランクルームなどに保管してございます。

○垣内委員長 よろしいでしょうか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、中央図書館のオについては協議どおり決定いたしたいと思いません。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

## 2 報告事項

### (1) 庶務課 アイウ

○垣内委員長 次に、報告事項を議題といたします。事務局各課ごとに報告をお願いします。

はじめに、庶務課のアからウについて、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、順次ご説明をいたします。

まずはじめに、7月25日に開会されました区民文教委員会における教育委員会に関する審議等の概要でございます。資料6をご覧ください。

この度、議案はございませんでした。

報告事項でございますが、蔵前小学校改築の進捗状況について、事務局副参事からご報告をいたしました。具体的な内容は、校舎の解体工事、仮校舎の改修工事、また仮校舎への通学の安全確保に係るめぐりの活用などについての説明を行ったものでございます。

委員から出されました質問、意見でございますが、まず一つ目、学校へ通う生徒は2年生、3年生でもめぐりんが利用できるのに、下校時にこどもクラブへ行く場合に1年生から利用できないのは不公平である。保護者には十分理解をいただいているのか。

この質問に対しまして、遠いエリアから通学する児童の数やバスへの乗降、交通の状況等を考慮の上、このような結果に至ったものである。また、保護者の方には継続的に説明していきたいと答弁をいたしております。

続きまして一番下でございますが、めぐりんを使う際の子供たちの車内マナーについてのご質問をいただきました。裏面をご覧ください。

この件に関しましては、利用上の注意をきちんと指導するとともに保護者にもご指導いただくようお願いをしていくと。運行事業者へも協力を依頼しているという答弁をいたしております。

また、田原町のほうから柳北小学校まで歩くとなるとトイレが1箇所しかないということで、近隣のコンビニ等のトイレを利用できるように検討願いたいと。また、めぐりんの活用に当たりましては、9月以降でも臨機応変な対応ができるように要望をいただいております。

区民文教委員会に関しての報告は以上でございます。

続きまして、「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について、資料7でご説明

をいたします。

今回は、児童保育課の取扱分が1件、スポーツ振興課取扱分3件、中央図書館取扱分が1件でございます。

まずはじめに、児童保育課取扱分でございます。保育園の入所基準の指数が低い家庭は、永久的に保育園に入園不可能な仕組みとなっており差別である。税金の還付や認可・認証外保育施設の保育料の補助などのサービスを充実させてほしいという意見をいただいております。

続きまして、スポーツ振興課分でございますが、トレーニングルームの血圧計の電源に関して、また、リバーサイドスポーツセンターの屋外プールの利用者への注意に関して、清島温水プールの回数券の使用についてのご要望をいただいております。

裏面をご覧ください。

中央図書館分でございますが、根岸図書館内のチラシの撮影について、フレキシブルな対応を求めるといご意見をいただいております。

それぞれのご意見等に対する回答は資料に記載のとおりとなっております。

続きまして、資料8で教育委員会の後援名義の使用についてご説明をいたします。

今回は、庶務課取扱分が1件、児童保育課取扱分が1件、そして生涯学習課取扱分が4件で、いずれも継続の案件でございます。

まず、はじめに庶務課分でございますが、公益財団法人台東区芸術文化財団が11月の19、20、27日に実施をいたします区内のアマチュアオーケストラ等のクラシックコンサートである「第20回下町大音楽市」でございます。

児童保育課分といたしましては、社会福祉法人台東区社会福祉事業団が10月2日に実施をいたします「第4回下町こどもまつり」でございます。

資料の裏面をご覧ください。

生涯学習課分といたしましては、台東区私立幼稚園PTA連合会が11月25日に実施をいたします「第25回お母さんのための講演会」。一つ飛ばしまして、台東区華道茶道文化協会が11月12日～13日にかけて実施をいたします「第76回台東区いけ花展」ほか資料に記載の2件の申請が上がってきております。

説明については以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

**○垣内委員長** ただいまの報告につきまして、まずは報告事項、庶務課のアについて、何かご質問はございませんか。

**○高森委員** 2ページの裏面の部分で、去年のことが出ていますが、区内の小学校に通学をしている子供たちの中には遠距離通学する児童もいると思います。そういった児童に対して、トイレの利用に関して何か決め事というものは学校ごとで行っているのでしょうか。

例えば、通学の途中にトイレに行きたくなった場合は、どこそこを利用しなさいというような指導をされているのかどうか。あまり聞いたことがないのですが、コンビニ等に入り込んでトイレを利用していいかどうかというのは、許可をしているのでしょうか。

○指導課長 登下校中のトイレの利用については、指導は行っていないかと思いますが、登下校中の安全の確保については行っております。

○高森委員 これはどういう趣旨で要望されているのですか。

○事務局副参事 田原町から柳北小学校と書かれてございますが、仮校舎は旧柳北小学校ということで通学区域外のところに設けることになったということで、実際に歩く距離が、長い児童ですと1.5キロ程度になります。そうなりますと、今までは大丈夫だったものが、途中でトイレに行きたくなってしまう児童が出てくるのではないかというご心配をいただきまして、そのような場合の対応ということで、こういったことは考えられないかという委員からのご要望でございます。

○高森委員 基本的には、教育委員会が回答するというよりも学校ごとに対応していただくことが適切ではないかと思うのですが、このことについて、学校のほうには伝えていただいているのでしょうか。

○事務局副参事 この件につきましては、こういったご意見をいただいたということ、蔵前小学校の校長先生をはじめ、皆様方にはお話をしているところでございます。

ただ、私どもといたしましても、こういったご意見、ご心配というところもありますので、実際、学区域内にありますコンビニエンスストア等や、学校110番にご協力をいただいているところにつきましては、何らかの形でこういった場合へのご協力をお願いしようと、時期は近づいておりますが、現在、準備を進めているところでございます。

○樋口委員 できましたら学校110番の制度をもう少し充実させて、田原町から学校までの沿線にあるコンビニの経営をされている方々に、教育委員会から、子供に何かあったらお願いしますということは言ってもいいのではないかと思います。

○学務課長 先ほど副参事が「学校110番」と申し上げましたが、正しくは「こども110番」という事業で、協力をいただいているお宅には黄色い楕円形のステッカーを貼らせていただいております。

かねてより、コンビニエンスストアのフランチャイズのところに、ご協力の依頼については適宜行っております。また、最近では、携帯電話のショップのチェーンの系列にもお願いをしたりしております。

委員からご指摘のあったとおり、こども110番の拡大については行政計画にもなっておりますので、これも引き続き、着実に進めていきたいというのが担当としての考えでございます。

○樋口委員 私は日本郵政に関する仕事もしていますが、郵便局も入れていただければなと思います。地方では、郵便局は間違いなく子供の見回りの拠点になっているのですが、どうも台東区では、郵便局が不活発でよくないと、私はいつも総務省では言っているのですが、ぜひ。

○学務課長 貴重なご意見をいただきましたので、郵便局については、早速、対応させていただきます。

○高森委員 確かにそうしたセーフティーネットが拡充していくのはいいことだと思いますが、やはり一番大事なのは子供の命ですので、学校側としてしっかりと把握をしていただいて、適切な指導を学校からしていただきたいなと思います。

○樋口委員 今、遠距離通学をしている児童で、最長の方になると、どの程度になりますか。この間の区長との公聴会の中で、「40分歩く児童がいます」という質問を区長にされていたのを聞いて、40分も歩くような子供がいるのかと私は思いましたが、1.5キロは子供の足ということになると、やはり大変なのではないでしょうか。

○学務課長 通学路区域内ということであればその可能性はないのですが、今回の場合、仮校舎に通うということでも距離が伸びたということもございしますが、指定校変更をしているお子さんも中にはいらっしゃいます。ただその実態については、どのぐらいの距離で、何分ぐらいかけて通学しているのかということについては、正直把握はできていないというところでございます。

○樋口委員 この間の区長との公聴会の中で、40分という話をされると、大変だなと思ひまして、私の足でも、まあまあ早いほうだと思いますが、40分だとかなりの距離を歩くことになります。

ただ、そのことを理由に、遠距離だからめぐりんをもっと使わせるようにして欲しいと発言するのは、ちょっとどうなのかなと思いました。

○事務局次長 区長がおっしゃったのは今回の……

○樋口委員 違います。区長に対して区民の方が、40分も歩くような児童がいるので、めぐりんを利用させて欲しいというのが、この間の公聴会の冊子の中に出てきていました。

○事務局次長 それも今回の件で、仮校舎に通うことになったことで、距離が伸びて学区外に行くことになり、歩く距離が40分になってしまったということで、今回、めぐりんを活用して低学年の子はバスに乗ってもらおうという対応をしているところでございます。ただ、どうしても上級生の場合は、30分以上歩く子も何人かいらっしゃるということでございます。

○垣内委員長 よろしいでしょうか。

(なし)

○垣内委員長 それでは次に、報告事項、庶務課のイについて何かご質問はございませんか。

○高森委員 スポーツ振興課取扱分、2件目のタトゥーをした利用者に対しての注意喚起についてですが、ポスター等ではどのように注意を徹底されているのでしょうか。

○スポーツ振興課長 ポスターでは、入れ墨、タトゥーがある人は隠してください。ラッシュガードや、Tシャツなどを着用して隠してください。もし持っていない方がいらっしゃいましたら施設のほうでお貸ししますということをお知らせするポスターや掲示板等でご案内をしております。

○高森委員 おそらく、タトゥー等をされている方の中には、そうした用意をされていな

い方もいらっしゃると思いますが、そういった場合に、この施設の管理者としてラッシュガードの着用やテープで隠すようお願いすることはできるのでしょうか。

○スポーツ振興課長 はい。施設のほうからもお願いをしております。

○高森委員 たまたまこの時は注意が徹底されていなかったということなのではないでしょうか。

○スポーツ振興課長 注意をしても、利用者の中には、初めはしてくれていても、時間がたつと、暑いのかどうか理由はわからないですが、外してしまう方も見受けられます。

○樋口委員 なかなか難しいですね、この問題は。

○垣内委員長 入れ墨は難しいですよ。そうした文化をお持ちの国の方もいらっしゃいますし。

○樋口委員 足に入っているのはいいのですか。

○スポーツ振興課長 それもだめです。

○垣内委員長 顔にされている方もいらっしゃいますね。

○スポーツ振興課長 外国人の中には、そのような文化をお持ちの方もいますね。

○樋口委員 全てだめなのですか。

○スポーツ振興課長 だめと言いますか、入れ墨をしているからということでお断りができませんので、あくまでも隠していただくという協力のお願いをしているところでございます。

○和田教育長 そのことについては、大変、現場でつらい思いを恐らく担当者の方はしていると思いますが、今、実際にタトゥーをしているお客様に対して、指導員の方が、いろいろをお願いをしているということですが、それをなかなか聞いてもらえないということがあれば、もう夏も終わりになりますけれども、今後に向けて、新たな方法について、考えていますか。

○スポーツ振興課長 入れ墨が入っていることで拒否はできませんので、お願いをするというのが大前提でございます。ただ、指導員のほうも1人では言いにくいこともありますので、そのような場合は、例えば2人、3人一組になって、定期的に見回りをして声をかけるように、監視員に対してもお願いをしていきますし、施設を管理している指定管理者のほうにもその辺は徹底をしていきたいと思っております。

○和田教育長 先ほど委員長がおっしゃいましたように、タトゥーは文化という部分も少なからずあるでしょうし、また、我が国でも特定の方たちという印象が非常に強かったのが、今は一般的で若い人たちの間でも入れ墨を入れている方が、かなりいらっしゃる状況です。とは言いながら、まだ公共の場で、全ておおらかに受け入れるという状況にはなっていない。普通の利用者の方たちの中に、そういうことに違和感を感じる方もおられるのは現実でございます。

しかしながら、排除することは許されませんので、そういった意味では、現場で工夫をしながらご協力をお願いするということが今後はやっていくということになるということですね。

○スポーツ振興課長 はい。

○樋口委員 お願いは、入れ墨を見えないようにしてくださいということですか。

○スポーツ振興課長 はい。見えないようにするか、あるいは隠していただくということです。

○樋口委員 それしかないですよ。帰きなさいと言うわけにはいかないですから。

○高森委員 家庭教育で話しあっておくことも大切ですね。

○樋口委員 入れ墨については、若気の至りで入れてしまったという方もいますよね。入れ墨を消すのが大変で、足に蝶々の形をした入れ墨が入っている人は、よく海岸で見かけます。彼らは永遠にこうした公の施設等で、マークされるわけですね。ちょっと気の毒なような気がします。

○高森委員 別件になりますが、裏面の中央図書館取扱分についてですが、この方は撮影禁止のためにほかの場所で撮影をしたということですが、撮影禁止のために職員にまずお断りをされたということはないのでしょうか、「撮影をしてもいいですか」というような。直接、撮影のできる場所へ移動してチラシを撮影してしまったのかどうか

○事務局次長 現場でのやりとりについて把握をしていないのですが、ここに記載されているように、職員に撮影できるかどうか確認して、ほかの場所で撮影するようにと言われたという内容でございます。本来、図書館の中は、著作権や肖像権や、ほかの方の利用のエチケットのために撮影は禁止にしているという状況でございますので、この件に関しては、ここに書いてありますように、別なチラシを置いておくというような、そのような配慮が必要だったのかなと言う点もでございます。

○樋口委員 これは、チラシでもダメですよ。チラシだから撮影をしていい、撮っていいという話にならないですから、まず、ここは著作権の問題があるので、全てにおいてやってはいけないと思います。

○高森委員 外は許可したということですよ。入口の階段であればいいですよという許可があったわけですよ。

○樋口委員 チラシであったとしても、一つの著作権の中での話なので、それを写メで撮って人に送るということは、本来はダメだと思います。

○高森委員 許可自体をしてはいけないのでしょうか。

○事務局次長 おそらく、個人的な利用ということで、人に見せるという範囲内では大丈夫なのでは。

○樋口委員 別にチラシを送らなくても、ただ言葉で言えばいいと思う。

○高森委員 チラシを撮影して、友達に教えようとしたわけですよ。

○樋口委員 口で言えばいいと思う。チラシを撮影して見せる必要はない。これは撮影許可をしたらまずいでしょう、逆に。

○垣内委員長 個人使用なので、どこまで許容するかというところもあるかと思いますが、チラシを広報しようという善意があったわけですから、チラシを置いて、それを差し上げ

るという対応が良かったのではないかと思いますね。今、いろいろな場所で写メを撮ると肖像権など大きな問題になることがありますので。

○事務局次長 ご案内の仕方については、配慮していきたいと思っております。

○垣内委員長 よろしいでしょうか。

(なし)

○垣内委員長 次に、報告事項、庶務課のウについて何かご質問ございませんか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、庶務課のアからウについては、報告どおり了承願います。

### (3) 児童保育課 オ

○垣内委員長 それでは、教育長報告の報告事項、児童保育課のオについて、児童保育課長、説明をお願いします。

○児童保育課長 資料10をご覧ください。認可保育所誘致用都用地の賃借についてございます。

台東区ではこれまで、区内の南部地域については待機児童が大変多いということで土地を探してまいりました。この度、東京都水道局が所有しております土地を借りるということで水面下で話をしてきたところがございますが、借りることについてまとまりましたので、委員会にご報告し、第3回定例会に補正予算を計上し、契約のほうを勧めてまいりたいというものでございます。

項番1、土地の概要でございます。(1)資産名は東京都水道局営繕課分室跡地でございます。所在地は台東区鳥越二丁目1番2号でございます。面積は敷地面積が282,84でございます。

裏面をご覧ください。

ちょうど蔵前橋通り、鳥越神社の2ブロック西側というところがございます。該当の土地は蔵前橋通りに面しておりまして、1本後ろに私道が通っております。その後ろにマンション、戸建てという形で、集合住宅が幾つか建っているというところがございます。

表面にお戻りください。

借用の用途といたしましては、認可保育所としてお借りいたします。定員は約90名以上ということで大型なものを予定してございます。

(5)、借用希望期間でございますが、30年間の事業用定期借地でいきたいと考えてございます。

貸し付けの希望日でございますが、来年の1月1日からを予定してございます。

(7)でございます。借用の金額でございます。これはあくまでも東京都から全敷地を借りた場合の予定金額ということでお出しいただいたものでございます。月額賃料は、24万5,250円、工事の期間中の月額の貸付料は6万1,313円で、月額の4分の1に減額されて

いるものでございます。契約締結時の預託保証金といたしまして、294万3,000円でございます。

(8)その他でございます。区が都から借用した後、区が選定いたしました保育事業者に貸し出しを行いまして、その当該事業者が認可保育所の建設と運営を行うというものでございます。

項番2、今後の予定でございます。委員会終了後、9月2日に区の政策決定をいただき、子育て支援特別委員会には9月20日に報告をいたしてまいります。その後、東京都との話し合いを進めてまいると同時に、区でも運営事業者の公募をしてみたいと考えてございます。12月の子育て支援特別委員会に向けて事業者の決定をし、東京都と契約を締結した後、区も事業者と契約締結をいたしまして、貸し出しをしていくということで、この土地を活用した認可保育所は再来年の平成30年4月開所を目指して進めてまいります。

私からの報告は以上でございます。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○樋口委員 建物の高さは何階ぐらいのになるのでしょうか。

○児童保育課長 こちらの建物は、6階建てまでは建てられる土地でございますが、保育所の場合、6階に保育所施設を建設するというのが区内にまだ例がございませんので、私ども所管といたしましては、最高でも4階建てまでということで考えてございます。

ただ、このことについては事業者とよく検討いたしまして、例えば、保育室を低層階につくっていただいて、遊戯室等を4階や5階に設置できるということであれば、そういったことも事業者の提案の中で検討してみたいと考えてございます。

○樋口委員 こちらが南ですから、また大変、日陰になりますよね、この3軒とマンションの4階の方々は。

○高森委員 ちなみに、今は何階建てですか。

○児童保育課長 現在の土地は、平成8年から駐車場として更地になっているところでござ

○垣内委員長 これはいつ頃から、近隣の方にご説明していくのでしょうか。

○児童保育課長 私どもといたしましては、9月20日の子育て支援特別委員会で委員に報告をした後に、地元の方に入っていきたいと考えてございます。

○垣内委員長 大変ですが頑張ってくださいと思います。

ほかにご質問はございませんか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、児童保育課のオについては協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

### 3 9月の行事予定について

○垣内委員長 次に、9月の行事予定について、庶務課長報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、資料11でご説明をいたします。

定例会でございますが、1日と29日を予定しております。

また、9日の第39回台東区美術展の表彰式、22日の区民体育祭の空手道大会の開会式は委員長のご挨拶が予定されております。それに加えて、23日の中学校の連合陸上競技大会、24日の国際理解重点教育海外派遣研修会の報告会については、委員全員のご出席をお願いいたします。

その他のご案内といたしまして、4日はジュニアオーケストラの定期演奏会、18日は上野の森ジュニア合唱団の演奏会が予定されております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○垣内委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○垣内委員長 行事予定については、報告どおり了承願います。

### 4 その他

○垣内委員長 そのほか何かございますか。

(なし)

○垣内委員長 以上をもちまして本日予定された議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後4時03分 閉会